

小牧市総合公園市民四季の森イベント開催業務委託
プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、令和9年度に予定している「小牧市総合公園市民四季の森イベント」について、開催業務を委託するにあたり、豊富な専門知識、実績及び応用力のある最適な事業者を特定することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業 務 名 小牧市総合公園市民四季の森イベント開催業務委託

(2) イベント名 四季彩フェスタ

(3) 業 務 場 所 小牧市総合公園市民四季の森（小牧市大字大草5786-1）

(4) 開 催 時 期

< 春 > 令和9年5月16日（日）、5月30日（日）、6月6日（日）のうち1日（終日）

< 秋 > 令和9年11月7日（日）、11月14日（日）、11月28日（日）のうち1日（終日）

< 夏・冬 > お盆や年末年始等を除く土・日・祝日において、2日間程度

※夏・冬のイベントについては、終日のイベント実施は必須とせず、一部の時間帯のみの実施も可とする。

※夏で2日間、夏・冬で各1日等も可。

(5) 業務に反映すべき内容

① イベントの企画・立案及び実施

企画・立案する内容は、市民四季の森の既存の施設や自然を活用したイベントとし、予算の範囲内で、下記の内容を踏まえ、実施可能な内容を提案すること。また、業務詳細については、業者決定後に変更する場合もあることに留意すること。

【必須提案事項】

- ・ 来場者の緑化意識高揚につながるイベントの提案
- ・ 市民協働によるイベントの提案
- ・ 各季節でメインとなるイベント企画を提案すること
- ・ 「水辺の音楽広場ステージ」を活用したイベントの提案（2回以上の実施）
- ・ フードコーナーの提案
- ・ 市内の学校や企業等と連携したイベントの提案

- ・来園者等から写真を募集する企画の提案（募集する写真はデジタル媒体とする。撮影期間は、四季の森の魅力を撮影できる期間を設定し、応募期間の設定は任意とする。）

【提案に係る参考事項】

- ・令和８年度のアンケート結果等、過去の実施状況も踏まえ、検討すること。
- ・夜間散策等、通常の開園時間外のイベントについても実施可能。
- ・イベントの質を向上させるための、収益イベントによる還元等も可能。
- ・今後の市民四季の森の新たな施設活用方法につながるようなイベント企画も提案可能。（例：ドッグラン・区画貸しデイキャンプ・BBQ 等）

②参加関係団体との連絡調整

③会場の設営

- ・ステージ、テント、机、イス、案内看板等の設置及び片付け
- ・イベントで発生するごみの対応
- ・電源が必要なイベントを提案した場合には、その電気工事

④イベント運営に必要なスタッフの配置

⑤安全対策の実施

- ・来場者が安心して来園できるための、迷子、落とし物及び急病者等への対策
- ・満車時における、車両の滞留や混雑による事故防止等安全対策

⑥イベント開催時の来場者数把握及び来場者アンケートの実施

⑦用意するべき備品・資料等

- | | |
|----------------|-----|
| ・イベント実施要項 | 1 式 |
| ・各ブースの案内看板 | 1 式 |
| ・駐車場案内看板 | 1 式 |
| ・その他イベントに必要なもの | 1 式 |

⑧成果品

- | | |
|---------------|-----|
| ・イベント完了報告書 | 1 式 |
| ・来場者アンケート集計結果 | 1 式 |
| ・上記の電子データ | 1 式 |

3 予算額

金 4, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税 1 0 %を含む）

4 業者選定方法

(1) 公募によるプロポーザル方式

(2) 選定

① 第一次審査（書類審査）

審査委員会において参加表明書等を審査し、第二次審査のヒアリング要請者として5者程度を選定する。

※参加表明書等提出者が5者以下の場合は、第一次審査を省略する場合があります。

② 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

審査委員会は、第一次審査により選定された者を対象に技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。

※やむを得ない事情により会議が開催できない場合は、Microsoft Teams 等リモートによるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(3) 参加資格 小牧市総合公園市民四季の森イベント開催業務委託プロポーザル実施要綱（令和8年7月2日8小み第916号）（以下「実施要綱」という。）第3条に規定する条件を満たすこと。

5 選定日程

(1) 全体スケジュール

区分	項 目	日 程
第一次 審査	実施要領等の公表（公告）	令和8年10月14日
	参加表明書等の交付	令和8年10月14日から
	質疑受付	令和8年10月15日から 令和8年10月30日まで
	質疑回答	令和8年11月13日
	参加表明書等の提出期限	令和8年11月24日 午後4時
	第一次審査	令和8年12月上旬
	結果発表（通知）	令和8年12月上旬

第二次 審査	【会議開催の場合】 プレゼンテーション及び ヒアリング・第二次審査 【会議が開催できない場合】 Microsoft Teams 等でのリモートに よるプレゼンテーション及びヒア リングを実施	令和 8 年 1 2 月中旬
	結果発表（公表・通知）	令和 9 年 1 月中旬

※期間の表示があるものは、午前 9 時から正午及び午後 1 時から 4 時まで（期間中の土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）に行うものとする。

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

※審査結果は書面にて通知する。

(2) 参加表明書等の交付日時及び場所

- ① 日時 令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）午前 9 時から
- ② 場所 小牧市ホームページ

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 日時 令和 8 年 1 2 月中旬
- ② 場所 小牧市役所
- ③ 備考 技術提案書に基づき 1 者 2 0 分（プレゼンテーション 1 5 分、質疑応答 5 分）のヒアリングを行う。

※プレゼンテーションの順番については、参加表明書の受付順とする。

※プレゼンテーションに必要なディスプレイ又はプロジェクター及びスクリーンは事務局で用意する。なお、参加者側で用意した機材・資料を使用することも可能である。

6 参加表明書等の提出方法

(1) 提出書類

- ①参加表明書…（様式 1）
- ②登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し※ 3 か月以内のもの
- ③技術提案書
 - ・業務実績

- ・会社概要（本業務を担当する営業所）
同種・類似業務の実績一覧（業務名、発注者、業務の概要等）
- ・業務担当体制
総括責任者及び主任担当者等の経歴（同種・類似業務実績）
- ・営業所等の機動性
緊急時の対応等
- ・業務実施方針

下記の項目について記載すること。

ア イベントの基本方針

イ イベントの内容

- ・工程計画
- ・イベントの安全対策
- ・本業務への提案・意見
- ・見積金額及び積算内訳

- (2) 書式等 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。文字の大きさは10.5ポイント以上とする

- (3) 提出方法 電子メールにより、提出期限内に事務局に提出すること。（容量10MBまで）

提出形式は Portable Document Format 形式（PDF 形式）にて行うこと。

また、到達等の確認をされたい場合は事務局へ問い合わせること。

- (4) 参加表明書等に関する質問書の提出場所及び方法

- ① 参加表明書等に関して質問がある場合は、質問書（様式2）を作成し、質問提出期間内に電子メールにて提出すること。また、到達等の確認をされたい場合は事務局へ問い合わせること。
- ② 電話、口頭及び電子メール等による質問は受け付けない。
- ③ 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、小牧市ホームページに掲載（質問者の名称等は非公表）する。

7 評価基準及び採点方法

- (1) 下記項目について審査委員が採点を行い、各審査委員の採点の合計で最高得点の者を特定する。

採点項目		観点	配点	
			第一次審査	第二次審査
A 業務経歴等	業務実績	同種・同類の実績	10点	
	業務担当体制	総括責任者の経験	10点	
		主任担当者の経験	10点	
	営業所等の機動性	緊急時の迅速な対応	10点	
B 業務実施内容等	業務実施方針	提案額に見合ったイベント内容の提案	10点	30点
		今後の市民四季の森の施設の活用につながるイベントの提案	10点	35点
		来場者の緑化意識高揚につながるイベントの提案	10点	35点
		季節に合わせたイベントの提案	10点	35点
		市民協働によるイベントの提案	10点	35点
		1年を通して、市民四季の森を訪れるきっかけとなる提案	10点	30点
C 業務実施体制等	工程計画	工程計画	—	20点
	イベントの安全対策	イベントの安全対策	—	20点
	運営能力	市及び他機関等との連携能力	—	20点
合計			100点	300点

※第一次審査が省略となった場合は、第二次審査で全項目を審査する。

- (2) 各委員の採点の合計点が同点となり順位を決定できない場合は、委員会での協議により決定する。
- (3) 第二次審査においては、出席委員の採点の合計点が満点（300点）の6割以上であった者の中から、最適者を選定する。

8 参加報酬の有無

参加表明書等の作成に係る費用は提出者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

9 その他

- (1) イベントの内容は、変更する場合がある。
- (2) 審査結果について異議申し立ては認めない。
- (3) 参加表明書等を提出した者で、委託者として特定されなかった者は、説明を求めることができる。
- (4) 業務に必要と認められる関係資料は閲覧又は貸与する。
- (5) 提出書類は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）に基づき開示することがある。
- (6) 委託者特定後、契約条件等について小牧市と特定された委託者とで協議し、予算の範囲内で随意契約を締結する。
- (7) 委託者として特定された者が実施要綱第3条に規定する条件に該当しないと認められるとき、協議が不調となったときは、次点者と随意契約締結に向けた交渉を行う。
- (8) 前項の場合において、当初委託者として特定された者に生じる損害については、市は一切の責を負わない。

10 問合せ先

〒485－8650

愛知県小牧市堀の内三丁目1番地

小牧市 都市政策部 みどり公園課 花と緑推進係

TEL 0568－76－1191

E-mail kouen@city.komaki.lg.jp